

仙北市農業委員会 告示 第 1 号

農地法第 3 条下限面積の別段面積に関する告示について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定による仙北市農業委員会が定める別段面積（下限面積）を下記のとおり定めたので、告示する。

平成 29 年 8 月 7 日

仙北市農業委員会
会長 羽川 正幸



記

空き家に付属した農地に限定した設定（農業委員会が指定した農地に限る）

下限面積	設定区域	面積	備考
	仙北市全域	1 アール	

この告示は、平成 29 年 8 月 7 日から施行する。